

平成19年7月12日

文部科学省副大臣 遠藤利明様
(財)日本アンチドーピング機構 黒田善雄様

突然の手紙をお許し下さい。わが国政府がドーピング問題に立ち向かっていただき感謝するところです。我々は、Jリーグに所属する全31チームのチームドクターからなるチームドクター連絡協議会において選任されたワーキンググループです。すでに報道されておりますようにJリーグにおけるドーピング問題に関連し、我々スポーツドクターは、選手たちの診療上困難に直面しており、どうしてもご見解をお伺いたたく、所轄である文部科学省担当副大臣遠藤利明様と文部科学省より唯一の統括組織として認定された日本アンチドーピング機構会長黒田善雄様にお手紙を差し上げる次第です。

1. 現状認識

- ・ 2006年12月27日:わが国政府は2005年ユネスコ総会において採択された国際アンチ・ドーピング条約を、「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」として締結。
- ・ 2007年2月1日:上記条約が国際的に発効
- ・ 2007年5月9日:文部科学省により「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」策定

2. ご見解を伺いたい事項

- (ア) F I F AとWADAが「世界アンチ・ドーピング規定の完全遵守」について合意しているか否か。もし合意しているとすれば何時からか。
- (イ) 2007年禁止リスト国際基準の禁止方法における禁止方法のM2. 2の事項における「正当な医療行為」としての点滴治療に対してTUEの提出が必要か否か。
- (ウ) 上記M2. 2の事項における「正当な医療行為」とは、現場で担当医師の判断にゆだねられるか否か。
- (エ) 冒頭に述べた、今年5月にJリーグで裁定された川崎フロンターレ我那覇選手の事例が国際基準に照らして「ドーピング違反」とみなされるか否か
- ・ Jリーグサイドが当該事例をドーピング違反とした主な根拠
 1. 静脈注射は原則禁止であり、TUEの提出により認められた場合のみ使用が可能である。
 2. 正当な医療行為は、Jリーグのドーピングコントロール委員会が決定すべきものである。

以上、お忙しいところ大変恐縮ですが、わが国のスポーツの健全な発展、スポーツ医学そしてなにより選手の健康管理上、また、ドーピング問題のわが国における正確な認識に基づくアンチ・ドーピング活動のため、可能な範囲で結構ですのでぜひともご見解をお伺いいたしたくここに伏してお願い申し上げます次第です。

Jリーグ チームドクター連絡協議会
ワーキンググループチーフ
日本体育協会公認スポーツドクター
吉本隆昌